

静内水委指示第3-3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年12月24日

静岡県内水面漁場管理委員会会長 平野 國行

1 指示の内容

(1) 持ち出し及び放流禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、生きたままコイを持ち出し、又はコイを放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

(2) 放流の制限

県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、(1)のコイの持ち出し及び放流の禁止水域を除いては、次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りでない。

ア コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域又は養殖場で、採捕され又は養殖されたコイでないこと。

イ 放流前2ヶ月以内に、コイヘルペスウイルス病の発病可能水温帯（20～25℃）で3週間以上飼育され臨床的な異常がなく、その後のPCR検査でコイヘルペスウイルス病陰性が確認されたコイ群であること。

(3) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の適用除外

静岡県漁業調整規則（昭和39年静岡県規則第39号）第47条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で当該指示に係る行為をする場合。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとする。